

保護者様

北区立柳田小学校 校長

学校伝染病・出席停止について

お子さまが下記の伝染性疾患に罹患したことを医師に診断された旨、連絡を受けました。

お子さまの十分な休養と早期回復、他の児童への感染防止のため学校保健安全法に基づき出席停止となります。(欠席にはなりません)出席停止の期間は下記の通りです。

医師より感染のおそれがないと認められましたら、裏面の出席停止解除届けを保護者の方が記入して、登校時にお子さまに持たせ、学校に提出してください。

学校において予防すべき感染症の種類 および 出席停止期間の基準

第1種	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱痘 そう・南米出血熱・ペスト マールブルク病・ラッサ熱 急性灰白髄炎・ジフテリア 重症急性呼吸器不全症候群 鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ (鳥インフルエンザH5N1を除く)	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日 (幼児は3日) を経過するまで
	百日咳	特有の咳の消失まで または 5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	麻疹 (はしか)	解熱後3日を経過するまで
	風疹 (三日ばしか)	発疹が消退するまで
	※ 水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
※	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核および髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第3種	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌 感染症・腸チフス・パラチフス 流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎 その他の感染症 { 溶連菌感染症、ウィルス性肝炎 手足口病、 伝染性紅斑 マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎 }	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※第2種は、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めた時は、この限りでない

登校の可否は受診先の主治医にご相談の上、
下記に保護者の方が記入して、登校時に持たせてください

出席停止解除届

児童氏名	年 組 氏名
疾病名	
発病した日	令和 年 月 日 ()
医師の指示により 休んだ期間	月 日 () ~ 月 日 ()
連絡	受診先 (_____ 医院・病院・クリニック) の主治医から、登校許可をいただきましたので、 _____ 月 日 () から登校します。
北区立柳田小学校校長様	
保護者氏名 (印)	